

くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（人材育成事業）
補助金実施要領

（趣旨）

第1条 この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この事業は、燃油・資材価格高騰の影響を大きく受けている、くまもと県南フードバレー推進協議会会員（以下「会員」という。）を緊急的に支援するため、意欲ある経営者を対象とした、資質向上を図る講義を開催し、経営者が明確な経営ビジョンを掲げ、その実現ができるよう支援するとともに、塾生相互間のネットワークの形成を図ることにより、将来の県南地域を牽引する人材の育成と体制づくりを進め、ひいては会員の収益改善につなげることを目的とする。

（補助対象事業の内容等）

第3条 補助対象となる経費、事業者、補助上限額は別表1のとおりとする。

（事業実施計画の承認申請）

第4条 要項第3条ただし書きを適用し、承認申請は不要とする。

（補助金の交付申請書）

第5条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式第1号を準用する。

（概算払の請求）

第7条 要項第15条第2項の規定により、補助金の交付を概算払又は前金払を受けようとする場合は、事業経費内訳書（別記様式第1号別添1を準用する。）を添付するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業者が知事に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときの承認申請書は、別記様式第2号によるものとする。

（実績報告）

第9条 要項第13条第2項の事業実績書及びその他知事が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

- （1）事業実績書（別記様式第1号を準用する。）
- （2）補助事業に要した経費に係る経理証拠書類等

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）3月31日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象経費	補助対象事業者	補助上限額
<p>燃油・資材価格高騰の影響を大きく受けている、くまもと県南フードバレー推進協議会会員（以下「会員」という。）を緊急的に支援するため、意欲ある経営者を対象とした、資質向上を図る講義を開催し、経営者が明確な経営ビジョンを掲げ、その実現ができるよう支援するとともに、塾生相互間のネットワークの形成を図ることにより、将来の県南地域を牽引する人材の育成と体制づくりを進め、ひいては会員の収益改善につなげることを目的とした「くまもと県南フードバレー」に関する取組みに要する以下の経費</p> <p>(1) 人材育成のための講義の開催に要する経費</p> <p>(2) ネットワーク形成のための交流会開催等に要する経費</p> <p>(3) その他、人材の育成と体制づくりを目的とした取組みに要する経費</p>	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	(1)～(3) 定額(上限 6,600 千円/1者)